

県 職 申 第 2 号
2024年10月11日

茨城県知事
大井川 和彦 様

茨城県職員組合
中央執行委員長 須之内 浩二
茨城県職員現業労働組合
委員長 三田寺 修

2024年度現業統一闘争要求書

貴職におかれましては、県民の生活向上と職員の地位向上のため、日ごろから尽力されていることに
対し、心より敬意を表します。

さて、全日本自治団体労働組合は、住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サー
ビスの確立を推進するため、「現業職場の直営堅持」を取り組みの指標として民間委託に反対して正職員に
よる人員配置及び予算の確保を求め、全国各地で2024 現業公企統一闘争を取り組んでいます。県職現
業もこの取り組みをとおして、現業職場の活性化を図り、県民サービスの向上に努めていくものです。

つきましては、下記のとおり要求するので、10月21日（月）までに文書で回答するとともに、誠意
ある交渉に応じるよう要求します。

記

1. 茨城県の責任において現業職場を直営で行うこと。
2. 退職（予定）者については、正職員で補充すること。また、持続的な人材育成と技術の継承が行わ
れるよう計画的に採用すること。特に、以下については確実な確保に努めること。
 - （1）再任用希望者の全員任用
 - （2）60歳時退職（再任用を希望しない）職員及び再任用期間満了職員の補充
 - （3）試験研究機関作業員の退職者補充
なお、既に臨時的任用職員及び会計年度任用職員で配置されている職場にあっても、順次正職
員に切り替えること。
 - （4）試験研究機関作業員の60歳超職員の負担軽減策としての確実な人員補充
3. 労働条件の変更、現業職場の統廃合及び外部委託に関しては、地方公営企業等の労働関係に関する
法律第7条を遵守し、事前協議制度を確立し、一方的に行わないこと。
4. 退職補充に関する事前協議については、以下の点に留意すること。
 - （1）年内に実施すること。また、責任ある対応をすること。
 - （2）主管課交渉での確認事項を遵守すること。
 - （3）労働条件を伴う組織見直しの内容を早期に組合に提示すること。